

秋田県公安委員会告示第99号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき、告示する。

令和2年10月13日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

- 1 認定を取り消された者
 - (1) 名称
株式会社割山自動車教習所
 - (2) 住所
秋田市新屋割山町1番26号
 - (3) 代表者
高橋 博 剛
- 2 施設の名称
割山自動車学校
- 3 施設所在地
秋田市新屋割山町1番26号
- 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号、第4号及び第8号に掲げる課程
- 5 認定取消年月日
令和2年9月30日